

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和元年8月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900104号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900009号

## 第1 結論

昭和55年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和60年3月まで

私は、私立学校教職員共済組合(現在は、日本私立学校振興・共済事業団)の加入者でなくなった直後の昭和55年4月に、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取ったが、その手帳には現在手元にある年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が記載されていたと思う。それ以後、国民年金保険料については、私自身が同支所内の出張所で、遅れることなく定期的に納付していた。昭和55年4月の国民年金の加入手続の際に受け取った年金手帳は、同市役所の窓口の担当者に、現在手元にある年金手帳の国民年金手帳記号番号にそれまでの年金記録は統合されているので処分してもよいと言われ、捨ててしまったが、請求期間の国民年金保険料は納付したはずなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、私立学校教職員共済組合の加入者でなくなった直後の昭和55年4月に、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取ったが、当該年金手帳には、現在請求者が所持する年金手帳(以下「請求者の年金手帳」という。)に記載された国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)とは別の手帳記号番号が記載されており、それ以後、請求者自身で国民年金保険料を遅れることなく定期的に納付していた旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である手帳記号番号を新規に付番する払出事務が行われていたところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに昭和55年2月から昭和59年6月までの期間にA市において払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件確認調査を行ったものの、請求者の年金手帳に記載された手帳記号番号「\*」とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらないこと

から、請求者の主張する昭和 55 年 4 月に、請求者に係る国民年金の加入手続が行われ年金手帳が交付されたとは考え難い。

また、請求者の年金手帳に記載された手帳記号番号「\*」は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、A 市において昭和 61 年 1 月末頃に夫婦連番で払い出されたと推認でき、この頃に、初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、私立学校教職員共済組合の加入者資格を喪失した昭和 55 年 4 月 1 日まで遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものであると考えられ、前述のとおり、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていないことを踏まえると、請求者は、請求期間当時国民年金に加入しておらず、制度上、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

さらに、請求者の手帳記号番号は昭和 61 年 1 月末頃に払い出されたと推認できることから、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和 55 年 4 月から昭和 58 年 9 月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、昭和 58 年 10 月から昭和 60 年 3 月までの期間は、保険料の過年度納付が可能であったものの、請求者は、保険料を 1 年前や 2 年前の時期まで遡って納付した記憶はない旨陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900111号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900036号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年5月26日から同年6月17日まで

私の年金加入履歴によると、親族が経営するA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成8年5月26日となっているが、請求期間当時、私は、同社の意向によりB法人(現在は、廃止)においてフォークリフト運転技能講習を受講していたので、同社における厚生年金保険被保険者であったはずである。当該技能講習の修了証が見つかったので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の意向により、B法人においてフォークリフト運転技能講習を受講していたので、請求期間は同社における厚生年金保険被保険者であったと主張しているところ、事業主も、電線等の荷捌き作業で必要なため、請求期間当時、請求者に当該技能講習を受講させていた旨回答している。

しかしながら、請求者が提出したフォークリフト運転技能講習の修了証には「平成8年10月19日交付」と記載されており、また、B法人における技能講習修了資格登録情報を管理している技能講習修了証明書発行事務局から提供された修了者台帳によると、請求者の当該技能講習に係る同法人への入所日は、平成8年10月18日であり、請求期間当時、当該技能講習を受講していたとする請求者の主張と相違している上、オンライン記録によると、当該入所時点では、既に請求者は別の事業所における厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A社における離職年月日は、平成8年5月25日と記録されており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合している上、請求者が請求期間の後に勤務した事業所に提出した履歴書の職歴欄によると、請求者はA社を請求期間より前に退職していた旨の記載が確認できる。

さらに、事業主は、請求期間当時の資料は保管しておらず、事務担当者も既に亡くなってい

る旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は請求期間に係る給与明細書等を所持しておらず、請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。